

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目次

○ 福島県監査委員
監査公表

福島県監査委員

監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成30年11月20日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
福島県監査委員 古 市 三 久
福島県監査委員 福 美 馬 武 千 代
福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎

- 1 監査実施期間 平成30年8月28日～平成30年10月18日
- 2 監査対象機関 本庁15か所、公所17か所
- 3 監査の結果
監査は、平成29会計年度の財務に関する事務について実施した。
(1) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
総務部	平成30年10月9日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	平成30年8月21日 ～ 平成30年8月31日
県北地方振興局	平成30年8月31日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	平成30年7月24日 平成30年7月25日
県中地方振興局	平成30年9月11日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	平成30年8月1日 平成30年8月2日
県南地方振興局	平成30年9月12日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成30年7月26日 平成30年7月27日

会津地方振興局	平成30年9月7日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成30年7月17日 平成30年7月18日
南会津地方振興局	平成30年8月30日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成30年7月12日 平成30年7月13日
相双地方振興局	平成30年9月5日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成30年7月26日 平成30年7月27日
いわき地方振興局	平成30年8月28日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	平成30年7月19日 平成30年7月20日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・ 納税通知書の発送事務に著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

平成30年度自動車税定期課税に係る納税通知書の発送事務において、チェック体制が不十分であったため、平成30年5月8日に発送を予定していたもののうち200通に発送漏れが生じた。また、その事実を把握するまでに時間を要した結果、平成30年5月31日を納期限とすべきところ、同年6月15日を納期限とする納税通知書を発送している。

「是正・改善等の意見」

納税通知書の発送事務に当たっては、複数チェックを徹底するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。
(県南地方振興局)

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 県税窓口での現金取扱において、4,500円の過誤収納金が確認された。
(県北地方振興局)

- ・ 雑入に係る次の収入調定について、適正に処理されていない。

- 1 公用車廃止に係る自動車重量税の還付
抹消登録による自動車重量税の還付に係る収入調定が1か月以上遅延
- 2 行政財産使用許可に伴う管理経費の徴収
合同庁舎の使用許可に伴う管理経費の収入調定が1か月以上遅延

(県南地方振興局)

- ・ 郵便切手について、納品時に請求書を受理したにもかかわらず、納品後3か月以上経過して支払われているものが9件ある。
(県南地方振興局)

- ・ 行政財産使用許可に係る土地使用料及び普通財産貸付けに係る土地貸付料について、平成29年4月1日に収入調定し納期限を同月末日とすべきところ、同年5月1日に調定し納期限を同月24日としている。
(会津地方振興局)

- ・ 狩猟免許更新講習に係る講師に対する報償費について、3か月以上遅延して支払っている。
(南会津地方振興局)

- ・ 平成29年4月に赴任した職員Aについて、赴任旅費が支払われていない。
(南会津地方振興局)

- ・ 平成28年度福島県緊急雇用創出事業（原子力災害対応雇用支援事業）「相双の復旧復興・観光交流情報発信事業」業務委託契約において、委託料の額の確定後に一部返納を求め収入するに当たり、契約書に該当条項がない中、収入根拠となる事務手続を書面で行わずに、契約相手方を納入義務者として返納に関する調定を行っている。
(相双地方振興局)

- ・ 地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金交付要綱に基づく福島県双葉地方就職等支援事業補助金交付要領について、誤って権限のない地方振興局が定めている。
(相双地方振興局)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 危機管理部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日

危機管理部	平成30年10月11日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	平成30年 8 月20日
-------	-------------	-------	-------	------	--------------

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 企画調整部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
企画調整部	平成30年10月12日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年 8 月20日 ～ 平成30年 8 月31日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・委託契約に関する書類の管理に適正を欠いているものがある。

「事実」

海外出版社と連携した地域資源発掘・発信業務委託契約（平成29年7月5日契約）及び海外出版社と連携した地域資源発掘・発信業務（増刷）委託契約（平成29年11月6日契約）について、関係書類の所在が不明となっている。

なお、平成28年度においても委託契約関係書類の紛失が生じている。

「是正・改善等の意見」

未完結の文書等は、適正に管理し、常にその所在及び処理経過を明らかにしておくこと。
(企画調整総室)

- ・補助事業の計画審査及び実績確認に著しく適切でないものがある。

「事実」

甲株式会社に対する福島県風力発電導入拡大事業補助金について、補助対象となる機器及び設備は、同交付要綱に基づき借用及び外部施設等の利用により対応すべきところ、業務委託費において工事を行い、機器及び設備を取得している。

補助対象事業費 9,800,000円

補助金額 4,900,000円（補助率2分の1）

補助事業の内容 業務委託費（風況観測塔建設工事）

「是正・改善等の意見」

補助事業の計画審査及び実績確認に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。
(地域づくり総室)

- ・補助事業の計画審査及び実績確認に著しく適切でないものがある。

「事実」

福島県体育・スポーツ振興事業における補助事業者（団体甲）から間接補助事業者（団体乙）に交付された県補助金について、事業計画及び実績報告書に記載された事実が虚偽のものであったにもかかわらず、適正であると審査及び確認し補助金を交付している。

その後、平成30年4月11日に団体乙から団体甲への内部告発による調査の結果、不正受給を確認し、同年7月26日、平成25年度から平成29年度までの団体乙の当該補助金部分について返還命令を行い、同年8月3日に全額返還されている。

返還額 平成25年度分 643,000円

平成26年度分 643,000円

平成27年度分 647,000円

平成28年度分 1,500,000円

平成29年度分 1,100,000円 合計額4,533,000円

「是正・改善等の意見」

補助事業の計画審査及び実績確認に当たっては、必要に応じて現地調査等を実施して確認を徹底するとともに、間接補助事業者への法令遵守の指導を徹底すること。
(文化スポーツ局)

(4) 生活環境部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日

生活環境部	平成30年10月11日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	平成30年9月4日 ～ 平成30年9月6日
-------	-------------	-------	-------	------	-----------------------------

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項

- 平成28年度福島県緊急雇用創出事業（原子力災害対応雇用支援事業）「多言語による情報発信事業」業務委託契約において、委託料の額の確定後に一部返納を求め収入するに当たり、契約書に該当条項がない中、収入根拠となる事務手続を書面で行わずに、契約相手方を納入義務者として返納に関する調定を行っている。（生活環境総室）
- 県が構成員である団体甲の定期総会において承認された事業計画に基づき、平成29年5月、負担金を全額支出したが、構成員として関与できる機会があったにもかかわらず、資金需要の精査が十分でなかったことに加え、負担金支出後の半年間、相当額の資金が活用されていない状況を把握しないままとなっていたことから、同年11月、甲からの執行見込により戻入している。（環境共生総室）

(5) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
保健福祉部	平成30年10月16日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年9月4日 ～ 平成30年9月13日
総合療育センター	平成30年9月10日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成30年7月4日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- 保守管理業務委託契約の事務に著しく適正を欠いているものがある。
「事実」
生活保護等版レセプト管理システムの保守管理業務については、平成29年度から行政専用の総合ネットワーク（L G W A N）を介したクラウドサービスによる保守として予算化した。
本来、この新たな保守契約は、別に平成30年1月15日付けで契約したクラウドサービス導入業務委託が完了した後に契約すべきところ、平成29年4月1日から1年間の契約を締結している。
「是正・改善等の意見」
システムの保守管理業務委託契約については、組織としての内部牽制が的確に行われるようチェック体制を確立し、信義に従い誠実に適正な契約事務を行うこと。（保健福祉総室、生活福祉総室）

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項

- 平成28年度福島県緊急雇用創出事業（原子力災害対応雇用支援事業）「福祉・介護人材緊急雇用育成支援事業」業務委託契約において、委託料の額の確定後に一部返納を求め収入するに当たり、契約書に該当条項がない中、収入根拠となる事務手続を書面で行わずに、契約相手方を納入義務者として返納に関する調定を行っている。（生活福祉総室）
- 甲町に対する福島県市町村先駆的健康づくり実施支援事業費補助金について、県が甲町へ事業活用要望決定を回答後、必要な手続を速やかに行うべきところ、交付決定が甲町の事業着手後になっている。（健康衛生総室）
- 児童福祉施設手数料（医師意見書料1件）について、誤って二重調定したが、その後、収入未済状況の確認を怠ってきたことから、取り消すべき調定分が収入未済扱いとなっている。（総合療育センター）
- 平成29年度に収入未済となっている児童福祉施設使用料及び児童福祉施設手数料のうち、納期限が平成30年1月以後の32件について、職員調査日現在、

督促状を発行していない。

(総合療育センター)

(6) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
商工労働部	平成30年10月17日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	平成30年9月7日 ～ 平成30年9月13日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・特許権等運用収入の調定において、3か月以上遅延しているものがある。

「事実」

平成29年4月及び6月に締結した県有特許権実施契約に基づく特許権等運用収入の一時金6件計378,805円について、契約締結後直ちに行うべき収入調定を同年11月に行っている。

「是正・改善等の意見」

歳入の調定に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

(商工労働総室)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・平成28年度福島県緊急雇用創出事業（原子力災害対応雇用支援事業）における次の委託契約において、委託料の額の確定後に一部返納を求め収入するに当たり、契約書に該当条項がない中、収入根拠となる事務手続を書面で行わずに、契約相手方を納入義務者として返納に関する調定を行っている。

1 再生可能エネルギー産業フェア業務委託契約

2 被災地域中小企業販路開拓等支援業務委託契約

(産業振興総室)

- ・団体甲に対する福島イノベーション・コースト構想推進事業補助金（ロボット技術開発等関連）において、第3四半期分として概算払した額が、所要額に対し必要以上のものがあつたため、年度末に概算払額のうちの相当額が減額の上、戻入されている。

(産業振興総室)

(7) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
農林水産部	平成30年10月18日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年8月30日 ～ 平成30年9月13日
いわき農林事務所	平成30年8月28日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	平成30年7月5日 平成30年7月6日
水産試験場	平成30年9月6日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	平成30年7月4日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・国庫支出金の収入事務に適正を欠き、歳入に重大な影響を与えたものがある。

「事実」

地方創生推進交付金（補助率2分の1）を財源とするふくしま「医食同源の郷」づくり事業の実績報告を取りまとめる際、報告期限までに内容確認ができずに計上しないもの（1,024,664円分）があつたため、それに相当する国庫支出金収入が減額となったものがある。

「是正・改善等の意見」

国庫支出金の実績報告に当たっては、適時適切に事業の実施状況を把握し、関係規程に基づき適正に行うこと。

(生産流通総室)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- 平成29年2月10日及び平成29年12月20日の工事請負変更契約の事務手続については、軽微な変更以外の変更として、その都度変更契約を締結すべきところ、工事内容変更伺いで処理している。

1 工事の名称 復興基盤総合整備2702工事 錦・関田地区

2 工事箇所 いわき市錦町蛭田地内外 (いわき農林事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(8) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
土木部	平成30年10月15日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	平成30年8月31日 ～ 平成30年9月12日
県北建設事務所	平成30年8月31日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	平成30年7月10日 平成30年7月11日
県中建設事務所	平成30年9月11日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	平成30年7月17日 平成30年7月18日
県南建設事務所	平成30年9月12日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成30年7月19日 平成30年7月20日
会津若松建設事務所	平成30年9月7日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成30年7月23日 平成30年7月24日
南会津建設事務所	平成30年8月30日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成30年7月10日 平成30年7月11日
相双建設事務所	平成30年9月5日	長尾トモ子	菅家惣一郎	実地監査	平成30年7月5日 平成30年7月6日
いわき建設事務所	平成30年9月6日	古市 三久	美馬武千代	実地監査	平成30年7月12日 平成30年7月13日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないように適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- 県営住宅使用料及び復興公営住宅使用料を誤って算定したものがある。

「事実」

1 平成23年度から平成29年度までの県営住宅使用料の算定を誤り、過大に徴収したものがある。(144実世帯、1,060,256円)

2 平成29年度復興公営住宅使用料の算定を誤り、過少に徴収したものがある。(68実世帯、247,800円)

「是正・改善等の意見」

住宅使用料の算定に当たっては、関係規程に基づき適正に事務処理を行うこと。(建築総室)

- 入札事務における落札者の決定について、著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

平成29年度実施の道路橋りょう整備工事の入札において、過大な積算額が判明し、閲覧用設計書を修正したものの、予定価格を算出するための設計書の修正を怠ったまま入札事務を継続したことによって、本来第2順位となるべき応札者と契約締結に至っている。

「是正・改善等の意見」

入札事務に当たっては、予定価格の積算や情報の共有など、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。

(県北建設事務所)

- ・河川災害復旧助成費負担金の調定事務について、著しく適正を欠いている。

「事実」

- 1 河川災害復旧助成事業に伴う取水樋管改修工事2件に係る甲町の負担金(合計額5,429,040円)について、それぞれ平成29年9月19日に甲町と締結した協定書に基づき速やかに調定すべきところ、調定処理を行っていない。
- 2 上記改修工事2件に係る変更協定書をそれぞれ平成29年12月18日に締結しているが、変更後の負担金(合計額5,223,560円)について、平成30年2月1日に調定処理を行っている。

「是正・改善等の意見」

歳入の調定に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

(南会津建設事務所)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・契約保証金については契約内容の完了の確認後、入札保証金については入札終了後、速やかに還付すべきところ、遅延して還付しているものが多数(3か月以上遅延が契約保証金15件、入札保証金1件)ある。(土木総室)
- ・次の補助金において、補助事業者から提出された交付請求書の受理から3か月以上遅延して支払われているものがある。
 - 1 福島県建設業企業合併等支援補助金
 - 2 福島県建設業快適トイレ設置支援事業補助金 (企画技術総室)
- ・資金前渡した道路担当課長会議に係る負担金について、支払日又は帰庁の日から7日以内に精算すべきところ、遅延して行っている。(道路総室)
- ・工事請負変更契約において、工期延長の変更契約を行う際に、追加の工事を含めて締結すべきところ、第1回変更契約に含めておらず、第2回変更契約で処理している。
 - 1 工事の名称 砂防(交付)(再復)工事(橋梁下部)東八川筋
工事箇所 福島市松川町水原地内
 - 2 工事の名称 砂防(交付)(再復)工事(えん堤)小戸屋沢筋
工事箇所 二本松市百目木字小戸屋地内 (県北建設事務所)
- ・道路管理者である県が発注する工事に伴い設置する現場事務所等の道路占用において、平成29年6月8日に許可した1件について、対象外であるにもかかわらず誤って許可し、道路敷占用料を徴収していることを本庁所管課に指摘を受け、その許可申請書及び道路敷占用料を返還した。
また、その際、過年度許可分における同類事案の有無を併せて確認しておらず、時効とならない平成25年度以降の過年度許可分における同類事案について調査した結果、同様の許可誤りによる道路敷占用料収入1件が確認された。(県南建設事務所)
- ・県営住宅使用料の現年度徴収率は98.3%で、県平均98.7%を下回り、かつ、前年度98.6%を下回っている。(会津若松建設事務所)
- ・工事請負変更契約及び業務委託変更契約において、変更契約を行う際に、追加の軽微な変更を含めて締結すべきところ、最終の変更契約で一括処理している。
 - 1 工事の名称 道路橋りょう整備(交付)工事(消雪)国道252号
工事箇所 会津若松市七日町地内
 - 2 業務の名称 地質調査業務委託 国道121号
工事箇所 会津若松市高野町大字中沼地内 (会津若松建設事務所)
- ・低入札価格調査制度を適用する工事で、調査基準価格を下回った金額で契約した工事の工事請負変更契約において、増額変更分の契約保証金を追加徴収すべきところ、契約保証金を徴収しないまま変更契約を締結している。

工事の名称

 - 1 道路橋りょう維持(長寿)工事(橋梁補修)会津高田柳津線
 - 2 道路橋りょう整備(交付)工事(舗装補修)国道400号
 - 3 道路橋りょう整備(交付)工事(舗装補修)国道401号
 - 4 道路橋りょう整備(交付)工事(舗装補修)国道252号
 - 5 市町村合併支援道路整備工事(道路改良)会津若松三島線
 - 6 道路橋りょう整備(交付)工事(舗装補修)国道118号

- 7 道路橋りょう整備（交付）工事（舗装補修）浜崎高野会津若松線
 8 道路橋りょう整備（交付）工事（舗装補修）浜崎高野会津若松線
 （会津若松建設事務所）
- ・報償費及び需用費（修繕費）に係る次の支出事務について、適正に処理されず過年度支出となっている。
 - 1 福島県道路モニター2名分の報償費
 - 2 道路標識の修繕費（南会津建設事務所）
 - ・平成28年度復興公営住宅使用料2件について、収入調定を二重に行い、取り消すべき調定分を収入未済扱いのまま平成29年度に繰り越している。
 また、平成29年度においても収納状況の確認を怠ったことから、収入未済扱いのまま平成30年度に繰り越している。（相双建設事務所）
 - ・県営住宅使用料の現年度徴収率が98.5%で、県平均98.7%を下回り、かつ、前年度98.6%を下回っている。（いわき建設事務所）
- 上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(9) 出納局

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
出納局	平成30年10月17日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	平成30年9月13日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(10) 議会

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
議会事務局	平成30年10月10日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年8月24日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(11) 教育委員会

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
教育庁	平成30年10月10日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年8月20日 ～ 平成30年8月30日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
 指導事項

- ・高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金返還金の収入調定事務において、1か月以上の調定遅延が発生し、さらに納期限の設定に誤りがあるものがある。（高校教育課）

(12) 公安委員会

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
警察本部	平成30年10月5日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年8月20日 ～ 平成30年8月29日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(13) 監査委員

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
監査委員事務局	平成30年10月17日	古市 三久	菅家惣一郎	実地監査	平成30年8月31日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(14) 人事委員会

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
人事委員会事務局	平成30年10月16日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年9月10日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
 指導事項
 ・職員採用候補者試験の民間面接員に対する説明会等における講師の報償費について、3か月以上遅延して支払っている。

(15) 労働委員会

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
労働委員会事務局	平成30年10月5日	長尾トモ子	美馬武千代	実地監査	平成30年8月22日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。
 (監査総務課)